

政策企画室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約分を除く)

【令和5年度第1四半期分】

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂支援及び政策課題の解決に向けた基礎調査業務	各種施策 研究・調査	株式会社 総合計画機構	7,997,000	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	令和5年度広報紙(全市情報部分)企画編集業務委託	デザイン	株式会社トライアウト	4,184,400	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	令和5年度 広報研修事業業務委託	研修	株式会社 CALICO DESIGN	5,494,500	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和5年度 市政広報用映像コンテンツ作成等業務委託	映画・ビデオ制作	株式会社ファーストストーン	6,426,200	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	市民の声データベースシステム運用保守業務	システム運用・保守	西日本電信電話株式会社	1,968,340	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	令和5年度大阪市ホームページトップページ等デザイン作成業務委託	情報処理または印刷・デザイン	株式会社ジーン	4,246,000	令和5年4月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂支援及び政策課題の解決に向けた基礎調査業務

2 契約の相手方

株式会社 総合計画機構

3 随意契約理由

本業務は、国や地方に関わらず、人口減少、少子・高齢化等の進展が見込まれる中で、行政全般、こども・教育、健康・医療、経済・産業、まちづくり等、政策判断の基礎となる各種統計データや、政策事例、民間動向等の情報を常時的確に収集・整理するとともに、各種統計データ等の客観的かつ高度な解析など、今後の政策立案に資する調査・検討を行うものである。

本業務を行うに当たっては、まず、本市を俯瞰的な視点で見ながら、政策を検証していくための関連データを収集し、課題を検証するための分析を行う必要がある。また、将来推計人口や人口動態を客観的かつ的確に把握するための調査・分析やとりまとめ等においては、高度で専門的な技術が必要であり、契約相手方の持てる能力や経験により、得られる成果が大きく左右される。

そのため、人口問題や各種統計分析等に関する知識や、施策ごとに関係指標等を収集・整理する能力、また、課題を設定しそれをまとめる能力等、民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用することとしているため、予定価格の範囲内で最大の効果を得ることができる公募型プロポーザル（企画提案方式）を実施し、事業者を選定することとした。（令和4年12月19日契約事務審査会承認済）

令和5年3月10日に学識経験者等による委託事業者選定会議を開催し、意見を聴取した結果、株式会社 総合計画機構が契約の相手方として適格であると評価されたため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室企画部政策調査担当 （電話番号:06-6208-9723）

2

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度広報紙（全市情報部分）企画編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

市民に統一的に広報を行う必要がある全市情報については、各区が発行する区の広報紙における「全市情報部分」として作成し、掲載している。

その全市情報ページの企画編集等において、事業・施策などの情報を、わかりやすく効果的に市民に届けることで、市民が市政を身近に感じ、市政に対する理解を深めるとともに、施策を一層活用していただくことを目的とする。

本業務の実施にあたっては、本業務の趣旨・目的を理解したうえで、「情報・趣旨の理解力」、「伝わるための表現力」、「実施体制」、「実績」等、最も優秀な提案を行った事業者を選定することが重要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和5年3月2日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社トライアウトの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社トライアウトと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当（電話番号:06-6208-7251）

3

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 広報研修事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社 CALICO DESIGN

3 随意契約理由

本件広報研修事業業務委託については、マニュアル「伝える広報から伝わる広報へ」の考え方をワークショップ形式の研修を行うことで受講者が実際に考え、取り組むことで考え方の習得をめざしているが、これらの習得プロセスは一定の手法が確立されていないため、事業者もしくは講師の有する経験やノウハウが求められる。

価格競争による業者選定では、「伝わる広報」に関する考え方や市広報業務の課題を正しく理解し、受講者が業務に活かせる効果的な研修を企画設計し実施できる技術力を有しているかを推し量ることができず、また事業者の体制面を十分に把握することは難しい。

従って、本事業の性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和5年3月15日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社CALICO DESIGNの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社CALICO DESIGNと地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当 (電話番号:06-6208-7251)

4

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 市政広報用映像コンテンツ作成等業務委託

2 契約の相手方

株式会社ファーストトーン

3 随意契約理由

スマートフォン等の普及やデジタル化がすすみ、市民にとって動画の視聴は一般的になっており、本市の情報発信においても、分かりやすく印象に残る一定の質をもった動画の作成が求められている。

本件の事業内容のうち、特に映像作成及びアドバイス業務にあたっては、本市広報の目的や、提供する情報等を正しく理解する「情報・趣旨の理解力」、市民により分かりやすく伝わるよう情報を構成し、表現できる「伝わるための企画・構成・表現力」が必要である。さらに、多岐にわたるアドバイスを「何をどう伝えるか」という統一的な認識のもと、一貫して実施できる「事業実施体制」が求められる。

仕様内容に基づいた価格競争による業者選定では、これらの高度で専門的な技術力を押し量ることができず、また体制面を十分に把握することは難しい。求められる技術力や事業実施体制が不十分である場合には、作業の遅れが生じ、市民に伝わりやすい動画の作成やアドバイスが行えないなど、広報業務に与える影響は大きい。

従って、民間事業者のノウハウを活かした柔軟な発想と企画提案力といった高度かつ専門的な技術力や知識と、確実な履行体制を確認することが重要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和5年2月22日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ファーストトーンの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ファーストトーンと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当 (電話番号 06-6208-7254)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度市民の声データベースシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

市民の声データベースシステムは、収集・把握した市政各般の市民の声を蓄積・分析することで施策反映の参考とするために開発され運用しているシステムである。

システムの運用保守にあたっては、ソフトウェアの内部構造に精通していることが必須であり、加えて、システムの機器構成、処理手法や本市制度、職制を熟知した業者である必要がある。

西日本電信電話株式会社は、当該システムを開発した業者で、ソフトウェアのライセンスを占有している。また、この間、当該システムの保守及び改修業務について受託し着実に履行してきている実績も有している。よって、上述の諸要件を満たす唯一の業者である。

したがって、本業務遂行の確実性や安全性の確保、再構築サポートの観点から、西日本電信電話株式会社に本システム運用保守を委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広聴担当（電話番号 06-6208-7331）

6

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市ホームページトップページ等デザイン作成業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジーン

3 随意契約理由

ホームページのデザインの作成については、他都市や民間企業のホームページデザインの事例調査、本市ホームページデザインの分析を踏まえて、大阪市の魅力が伝わり、求める情報にアクセスしやすいホームページを実現できるデザイン案の提案を行っていただく必要があり、UI/UX等に関する分析能力に加え、Webデザインにあたり、アクセシビリティ・ユーザビリティの観点から適切なコーディングを行う技術といった高度かつ専門的な技術力や知識と、確実な履行能力が求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内で最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等から意見を聴取する令和5年3月8日実施の選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ジーンの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ジーンと地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

政策企画室市民情報部広報担当 (電話番号:06-6208-7251)